

水道事業広域連携への加入決定について

○広域連携の目的

水道事業の課題

- ・人口減少に伴う料金収入の減少
- ・老朽化施設の更新に伴う費用
- ・専門職の人材不足
- ・災害時の対応において人的・物的に限定される

広域連携

広域連携によるメリット

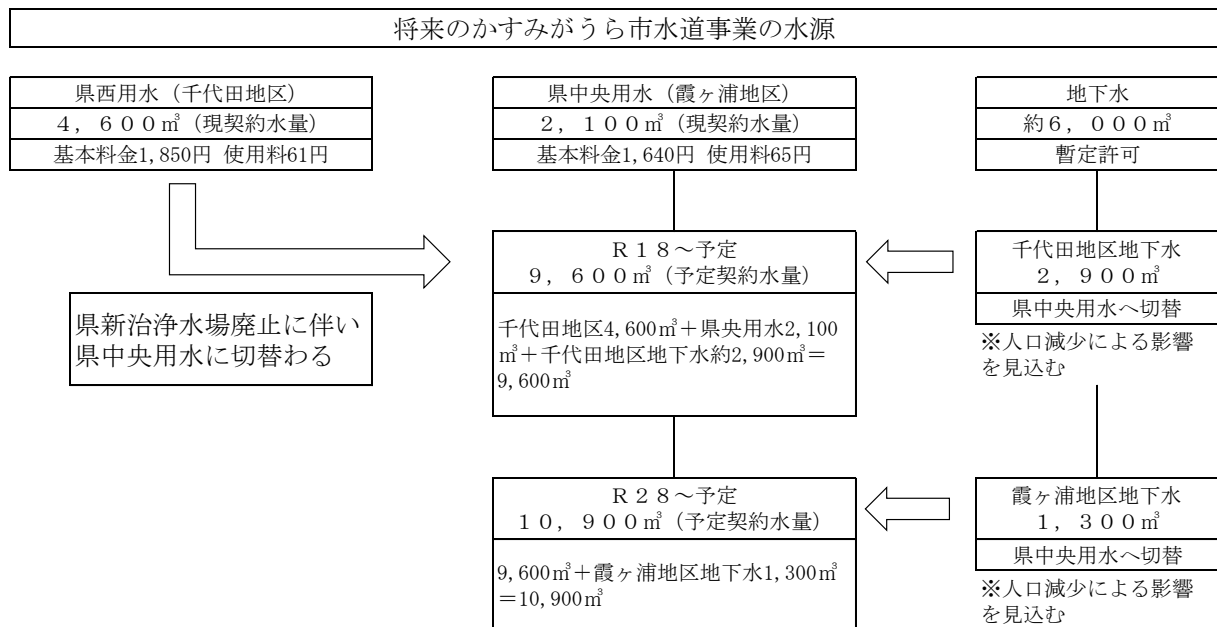
- ・水道施設の効率化
- ・経営面での費用削減
- ・広域連携に関する国交付金活用
- ・専門職の人材確保
- ・災害時連携により対応が迅速に

○広域連携の判断

1. 施設の効率化と将来の水源

- ・令和18年度までに下稲吉第2浄水場を配水場のみの施設にして千代田地区の井戸水を県中央水に切替える見込みです。
- ・令和28年度までに霞ヶ浦浄水場を配水場のみの施設にして霞ヶ浦地区の井戸水を県中央水に切替える見込みです。

※広域連携により、広域化交付金が活用できます。



※かすみがうら市は「茨城県地下水取水の適正化に関する条例」において取水規制地区に指定されており暫定許可に基づき取水していることから、広域連携、単独経営いずれの場合も将来的に地下水を県水に切替えなければなりません。

また、契約水量（地下水を県水へ切替え含む）については、人口減少による使用量減少が見込まれることから、将来の状況により変動するものです。

2. 財政シミュレーション

広域連携・単独経営どちらにしても地下水を県水に切替えることになるため井戸施設の廃止に伴う動力費・維持管理費、更新費用の削減効果が得られますが、広域連携した場合は、志筑野寺浄水場等の施設の更新費用に対する広域化交付金を受けることによりメリットが得られます。

本市シミュレーション（料金据置令和3年度～令和52年度の費用比較）

	R3	単独経営（A）	広域連携（B）	差（B－A）
浄水場等箇所数	2箇所	2箇所	0箇所	▲2
建設改良費 （億円）	—	188.2	175.7	▲12.5
維持管理費 （億円）	—	359.2	331.3	▲27.9
交付金（億円）	—	16.1	20.3	4.2
比較効果額				▲44.6
給水原価（円）※	222.3	618.9	545.7	▲73.2
供給単価（円）※	219.5	201.6	201.6	0

※給水原価及び供給原価は、R3及びR52時点のもの

参 考	R3	単独経営（A）	広域連携（B）	差（B－A）
供給単価見込 （円）		641.1	562.0	▲79.1
20 m ³ 当たりの月額（円）	4,345	12,690	11,124	▲1,566

※給水原価を供給単価が上回るように想定した見込単価による

3. 給水原価・供給単価

給水原価は、広域連携した方が維持管理費及び受水費が安く抑えられることから給水原価も安くなります。

供給単価は、広域連携、単独経営共に将来的には料金値上げは必要とされますが、広域連携した方が料金値上げ幅が抑制されます。

※給水原価：（経常費用－長期前受金）÷年間総有収水量

供給単価：給水収益÷年間総有収水量

4. 災害時の連携

広域連携により災害時や断水等において資機材の共有及び人材確保といった連携団体からの協力が得られるとともに、大規模災害においても県が日本水道協会へ直接、応援要請を行うことから迅速な対応が可能になります。

5. 災害時における水の確保

災害時等の水の確保については、現在、防災井戸 6 カ所及び備蓄品により対応しております。地下水を県水に切替えた際に、使用しなくなる井戸を防災用井戸として利活用していくかについては、防災担当とも連携し方向性を決めてまいります。

県のシミュレーションでは、地下水を直ぐに県水に切替えるわけではなく、千代田地区が概ね 10 年後、霞ヶ浦地区が概ね 20 年後とされていることから、それまでに防災用として利用するかの判断をしてまいります。

6. 市・市議会と県との関係

広域連携になると、推進協議会を設け各首長が委員となり意見を交わすことになります。議会については、市議会から県議会に移りますが、重要案件についてはその都度報告していくなどの対応も必要と考えております。

7. 職員の身分

県への派遣職員（自治法派遣）

- ・当面の間、職員の身分は県への派遣職員となり給与や勤務条件等の待遇及び福利厚生は、派遣元市町村の制度によります。
- ・職員人員は当面は現行のとおりになります。

8. 将来の使用料について

将来的な使用料については、人口減少に伴う給水収益の減少が見込まれる中、地下水を県水へ切替えることによる受水費の増、老朽管更新による工事費の増、物価高騰による維持管理費の増等により、現在の使用料単価では経営が厳しい状況になっております。

これを解消するには、施設の最適化により更新費用の削減を図るとともに、将来の世代において安定した水の供給を継続していくためには、使用料の見直しも行わなければならないと考えております。

9. 施設更新計画

将来的に、県の新治浄水場が廃止された時点でかすみがうら市地内に布設されている県西用水の管渠を利活用出来ることとされております。県の管渠を活用した志筑野寺浄水場の施設移転も含めて更新計画を検討しております。

○総合判断

広域連携した場合、施設の効率化による削減や国の広域化交付金を受けることによるメリットが得られ、財政シミュレーションにおいて削減効果として将来 50 年間で約 44.6 億円のメリットがあるとされました。

受水費については、広域連携・単独経営どちらにおいても将来的に地下水を県水に切替えることで受水費は増加しますが、広域連携した方が基本料金が単独経営より安く設定されることから抑制されることになります。

また、災害時において連携強化が図られ大規模災害への対応も迅速になります。

以上のことを総合的に検討した結果、かすみがうら市においては広域連携することが将来の水道運営においてメリットがあり、安定した経営を運営できるとともに市民の負担軽減に繋がると判断し、広域連携へ加入することが有効であると判断いたしました。

これにより、将来的に水道事業の根幹である安定した水の供給が持続可能なものとなります。

○今後のスケジュール

	R 7	～ R 9	R 10 以降
スケジュール	基本協定締結	法定協議会（専門部会）	経営の一体化
取組内容	・議会への説明 ・市民への周知 （ホームページ、広報誌）	・資産の整理 ・投資・財政計画の策定 ・各団体間との擦り合わせ ・会計システムの統一・移行	・企業局による 市町村末端給水 事業の運営開始

○水道使用者の影響について

基本的な内容について、当面変更事項はありません。

- ・使用料の請求、納め方→これまでと変わりません。
- ・使用料単価→これまでどおり各団体ごとに使用料を設定します。
- ・漏水減免→広域連携団体で統一した減免率となります。